

第三百三十五号議案

東京都議会議員及び東京都知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和四年六月一日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都議会議員及び東京都知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
東京都議会議員及び東京都知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成五年東京都条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号イ中「一万五千八百円」を「一万六千五百円」に改め、同号ロ中「七千五百六十円」を「七千七百円」に改める。

第八条第一号中「七円五十一銭」を「七円七十三銭」に改め、同条第二号中「五円二銭」を「五円十八銭」に、「三十七万五千五百円」を「三十八万六千五百円」に改める。

第十一条中「三十一万五百円」を「三十一万六千二百五十円」に改め、同条第一号中「五百二十五円六銭」を「五百四十一円三十一銭」に改め、同条第二号中「二十六万二千五百三十円」を「二十七万六千五百五十五円」に、「二十七円五十銭」を「二十八円三十五銭」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都議会議員及び東京都知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される東京都議会議員及び東京都知事の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された東京都議会議員及び東京都知事の選挙については、なお従前の例による。

第三百三十五号議案

東京都議会議員及び東京都知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

(提案理由)

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第七十二号）の施行を踏まえ、東京都議会議員及び東京都知事の選挙における選挙運動の公費負担の限度額を改定する必要がある。